

《博士論文要旨および審査報告》

小笠原 強 日中戦争期における
汪精衛政権の政策展開と実態
——水利政策の展開を中心に——
——学位請求論文——

I 論文要旨

小笠原 強

本論文は日中戦争期、1940年から1945年8月まで日本軍占領地に成立していた汪精衛政権（以下、汪政権と略称）の政策展開から、政権の実態を考察するものである。

汪政権は成立当初から現在に至るまで、「傀儡」・「偽政権」という政治的評価を受けており、この評価が先行し、汪精衛や汪政権を研究することがタブーとされた時期もあった。1980年代に入り、中国の社会状況が変化すると、その傾向は薄れていき、汪政権研究は活発になっていく。当初は汪政権への政治的評価を強調する研究が中心であったが、2000年以降になると、史料の公開・刊行が進んだこともあり、政権の統治機構や実施された政策の検討、民衆動員などについて、政権の実態を客観的かつ実証的に考察しようとする研究傾向を見せている。

本論文もこの研究傾向の流れの上にあるが、政策検討においても、一時期の考察に限定されるなどして、いまだ政策自体の全体像を追い切れていない。また、最近では汪政権下の民衆動員の研究が進みつつあり、これまで検討対象とされなかった政権下の民衆にも視点が向きつつある。そこで本論文は、汪政権の水利政策を考察対象として、政策の展開を考察し、また、民衆への研究視点も意識して、政権下の民衆の動向にも注目しながら、政権の実態に迫った。

では、なぜ水利政策なのか。その理由は、汪政権の政権運営の方針転換にあった（第2章参照）。当初、汪政権は日本と戦争状態にあった重慶国民政府（以下、重慶政権と記す）との「対日和平」の促進を企図していた。しかし、重慶政権に和平の意思がないとわかると、汪政権の方針は政権基盤構築を企図する方向へ動き出していった。当時、政権下では河川の増水被害や食糧不足が発生しており、

まさに政権基盤構築を欲する汪政権はこれらの不安定要素を解消する必要に迫られていた。その解消をめざして実施されたのが、水利政策であった。そこで本論文は、汪政権の水利政策は政権基盤構築を企図して実施されたものと考え、水利政策の展開を考察した。

本論文では主な水利政策として、治水事業として展開された安徽省淮河堤防工事（第4章）、灌漑事業を企図して水利政策の一環として実施された江蘇省呉江県龐山湖灌漑実験場（以下、龐山湖実験場）の「接収」計画（第5章）、同じく灌漑事業を企図して計画された「蘇北新運河開闢計画」（第6章）、江蘇省蘇州周辺で実施された東太湖・尹山湖干拓事業（第7章）の4つの事例を考察した。それぞれの事例を考察したその結果、明らかになったことは以下の点である。

本論文が挙げた4つの事例ともに、一応の構想を持って政策は展開されている。例えば、淮河の増水被害を食い止めるために実施された安徽省淮河工事、政権下での食糧不足解決をめざして計画・実施された龐山湖実験場「接収」計画、農産物の増産をめざした「蘇北新運河開闢計画」と東太湖・尹山湖事業と、それぞれ一応の構想は存在していた。

しかし、汪政権には効率的な政策展開は困難であった。それは事業計画と事業を展開する地域の実態とが大きくかけ離れていたためであった。事業の展開に必要な労働力確保への甘い見通しや事業が実施される地域の状況を把握しきれていなく、つまり、汪政権（場合によっては汪政権下の地方政府も）は支配地域を掌握しきれていなかったといえよう。その結果、事業はいわゆる見切り発車の状態で開始され、それ故に事業が展開された地域には、工事が進まないのに事業だけが継続されている「中途半端」な状況が生まれていった。

以上のような状況で展開された水利政策に対して、政権下の民衆たちはどのような反応を示したのか、本論文では政府関係者の報告書と民衆からの請願書で明らかにした。いずれの内容も民衆たちの政策への嫌悪感や抗議を示すものであった。結局、汪政権下の民衆たちにとって、同政権の水利政策とは、受益を願うはずの政策展開により、何の実益も与えられず、民衆たちを苦しめる結果となっていたのであった。

政策も効率的に展開できずに、ましてや政権下の民衆から忌み嫌われていた状況で、汪政権が欲していた政策展開による政権基盤構築、民心獲得、「正統性」の確保などは期待できなかったのである。

以上のことから、本論文では汪政権には政策展開することは不可能であり、展開されたとしても民心獲得や政権基盤構築へとつながる強固なものとはなり得なかったと結論づけた。

Ⅱ 審査報告

(主査) 専修大学文学部 教授 田中 正敬
 (副査) 専修大学文学部 教授 飯尾 秀幸
 (副査) 専修大学 兼任講師 笠原十九司

一、問題関心と本研究の先進性、および史学史上の位置づけについて

本論文の問題関心は、1937年の日中戦争以後、日本の援助を受けつつ、それゆえ日本との深い関係性を持ちながら1940年に成立した汪精衛（汪兆銘）政権について、大規模干拓工事や河川改修事業などの水利政策を中心にその政策の施行過程を検討し、政策の目的と方法およびその中身と、政策に対する地域民衆の反応をあわせて考察することにある。

従来、汪精衛政権については、日本軍占領地に作られた政権であることから、傀儡政権であるとする評価が一般的であり、日本の中国侵略および占領地行政のために日本が主導して成立させたもので、政権の指導者およびその政策は日本の意向のままに操られていたというイメージでしばしば語られるものであった。こうした消極的な評価のもとで、とりわけ中国では傀儡政権としての汪精衛政権を研究することに積極的な意義が見いだせない、ないしはタブーとされるような意識もあった。しかし近年、汪精衛政権に関連する史料の公開が進んだこともあり、支配イデオロギーやこれに基づく民衆動員、あるいは統治機構や金融などの政策についての実証的な研究が行なわれつつある。

本論文は、かかる研究状況を念頭に置き、当時の中国の南京を中心とした地域において最も緊急かつ重要であった食糧の増産の基盤である農地の整備とこれを担う農民救済と関わる干拓工事や、堤防修復など河川の改修事業を具体的に明

らかにしようとするものである。

本論文の先進性は、第一に、こうした事業の内実を当時の干拓工事の計画書などこれまで未見であった史料を精力的に発掘しながら検討し、工事を行なった労働者の動向や、あるいは事業が行なわれた民衆の請願書などに見られる民衆の要望や不満などとあわせて、具体的に、実証的に考察したことにある。従来の研究では上記のような地域における政策施行の過程とその問題点等については解明されてこなかった。第二に、汪精衛政権にとっての水利政策が、政権樹立やその運営目的との関係で位置づけられていることにある。当初は蒋介石の重慶国民政府と日本との和平の橋渡しという、そのかぎりにおいて限定的な役割を担うことを目的としていた汪精衛政権は、重慶政権に即座に和平の意志がないことが明らかになった段階で、長期的な政権基盤を確立する必要に迫られた。そのために実施されたのが水利政策であったと論者は指摘する。すなわち、この研究は、従来は傀儡として従属的な位置づけで評価されてきた汪精衛政権を、さまざまな規定要因を抱えながらも主体的に描こうとするもので、従来、図式的に描かれがちであった日中戦争下の中国の地域支配の実態を捉えかえす上で史学史的に重要な意義を持つ研究である。

二、論文構成の説得力と研究目的の到達点について

本論文は、以下のように、序論および結論、そして本論部分7章から成っている。また、本論文で扱う行政機構や龐山湖灌溉実験場図面、淮河流域図、蘇北新運河計画図、東太湖と尹山湖の干拓事業関連図面など図が14枚、政権のメンバーや工事監督者名簿など8枚の表が付されている。

序論

第1章 汪精衛政権概史

第1節 日中戦争の勃発と「汪兆銘工作」(1937年7月～1940年3月)

- 1 盧溝橋事件から中華民国維新政府の成立まで
- 2 「汪兆銘工作」と汪精衛の重慶脱出
- 3 新中央政府の成立

第2節 汪精衛政権の成立から対米英参戦まで(1940年3月～1942年)

- 1 汪精衛政権の成立と統治機構

- 2 日華基本条約の締結
- 3 政権の体制構築
- 4 アジア・太平洋戦争の勃発と汪政権の参戦

第3節 汪精衛政権の対米英参戦から政権解体まで（1943年～1945年）

- 1 対米英参戦と「対華新政策」による影響
- 2 日華同盟条約の締結と大東亜会議
- 3 汪精衛の死と政権解体，漢奸裁判

第2章 汪精衛政権の政権構想 —周仏海の政権構想から

第1節 周仏海について

第2節 汪精衛政権成立前の対日和平論 —1937年～1939年

- 1 対日和平論の形成 —1937年
- 2 対日和平論の展開 —1939年「回憶与前瞻」より
- 3 汪精衛の対日和平論

第3節 汪精衛政権成立後の和平論

- 1 重慶政権への和平工作
- 2 対日和平論の変化
- 3 内政の本格始動

小結

第3章 汪精衛政権の水利政策の概要

第1節 水利政策の執行機関

- 1 水利委員会（1940年3月30日～1943年1月31日）
- 2 建設部水利署（1943年2月1日～1945年8月16日）

第2節 水利政策の概要

- 1 維新政府期（1939年9月～1940年3月）
- 2 汪精衛政権期 —1940～42年
- 3 汪精衛政権期 —1943～45年

小結

第4章 安徽省淮河堤防修復工事

はじめに

第1節 民国期の淮河と日中戦争による被害

- 1 民国期の淮河

2 黄河の決壊と淮河の増水被害

第2節 汪政権の淮河堤防修復工事 —淮河北岸工事

1 工事の準備と民工の管理

2 工事の開始と現場の実態

- (1) 1940年10月26日の報告
- (2) 1940年11月25日の報告
- (3) 1941年2月14日の報告
- (4) 1941年5月9日の報告

第3節 汪政権の淮河堤防修復工事 —淮河南岸工事

1 南岸工事の準備

2 南岸工事の関連組織と民工の徴集について

- (1) 監督組織
- (2) 民工の徴集

3 南岸工事の状況

小結

第5章 江蘇省呉江県龐山湖灌漑実験場「接收」計画

はじめに

第1節 汪精衛政権の食糧問題と龐山湖灌漑実験場

- 1 食糧不足の発生と汪政権の対応
- 2 龐山湖灌漑実験場の変遷

第2節 1940年～1941年の「接收交渉」

- 1 現地調査と「接收交渉」の開始
- 2 蘇州特務機関との「交渉」
- 3 興亜院華中連絡部との「交渉」過程

第3節 龐山湖実験場の「接收」と汪政権による管理

- 1 大東亜省の成立と「対華新政策」
- 2 龐山湖灌漑実験場の「接收」
- 3 汪政権下の龐山湖灌漑実験場
- 4 汪政権以降の龐山湖灌漑実験場
 - (1) 1945年9月～1949年までの龐山湖灌漑実験場
 - (2) 周辺住民たちがみた汪政権下の龐山湖灌漑実験場

小結

第6章 三ヶ年建設計画(1) — 「蘇北新運河開闢計画」

第1節 汪政権の「戦時体制」と「三ヶ年建設計画」による水利政策の転換

- 1 汪政権の参戦問題と「戦時体制」
- 2 「三ヶ年計画」の決定と政策転換

第2節 「蘇北新運河開闢計画」

- 1 「蘇北新運河開闢計画」の提出
- 2 実地調査報告
 - (1) 行程と調査範囲
 - (2) 調査内容

小結

第7章 三ヶ年建設計画(2) — 東太湖・尹山湖干拓事業

はじめに

第1節 「東太湖浚壘」事業の開始

- 1 汪政権による東太湖調査と「東太湖浚壘計画大綱」
- 2 実地調査
 - (1) 日本の調査団による調査
 - ①治水班
 - ②土地改良班
 - (2)「東太湖測量隊」と「尹山湖浚壘計画」

第2節 事業の展開

- 1 東太湖尹山湖尹山湖浚壘行程局の設置と請負業者の決定
- 2 事業の開始
 - (1) 事業の開始と食糧問題の発生
 - (2) 馬遠明の「視察報告書」
 - (3) 請負業者との対立と作業の中断
 - (4) 地域住民からの請願

第3節 事業の再開と1945年以降の尹山湖

- 1 事業の再開
- 2 汪政権解体後の尹山湖

小結

上記のような構成から成る本論文の内容は以下の通りである。

序論では当該時期の研究史整理を行ない、日本・中華人民共和国・中華民国における研究について、汪精衛政権には「傀儡」、「偽政権」、汪精衛政権の関係者には「漢奸」という評価が定着し、日本の従属的な役割を強調する議論が中心であったが、近年、政権の中核たる汪精衛を始めとした関係者の個々の思想の検討や、政策の全体像を概観する研究、金融政策、食糧政策などの個々の政策研究が実証的に行なわれるようになったとする。地域支配に関わるものとしては、抗日・反汪勢力を弾圧し地域民衆に思想教育等を施す、いわゆる「清郷」工作の実態や、民衆動員の様相を明らかにしようとする研究も現われていると指摘する。一方、課題としては汪政権成立前後から崩壊にいたる全時期にわたって個々の政策を通覧したものが不足しており政策の推移を押えることがいまだ困難であること、そうした政策の対象である民衆の動向が史料上の制約により不明なままとまっているという。こうした課題を克服することが本論文の目的であるとしたうえで、具体的には第一に、汪政権の水利政策を研究の題材として検討し、その特徴を明らかにすること、第二に、水利政策を進めるための具体的な事業の展開過程とその結果を追うこと、第三に、そうした事業に民衆がどのように反応したのかを見ることを本論文の課題として挙げる。

第1章では、1937年の日中戦争の開始、1940年の汪精衛政権の成立、45年の崩壊に至る過程を概観する。

第2章では、汪精衛政権の運営について、政策ブレーンであった周仏海の残した諸史料、とりわけ日記に着目しながら検討している。その検討の中で、周仏海が日中戦争直後から対日和平を主張し、当初の日本軍の優勢を目の当たりにして重慶を脱出し汪精衛政権に参画し、蒋介石の重慶政権に対して和平を積極的に呼びかける時期、1940年9月頃に重慶政権の和平の意志が見られないことが明らかになり、長期政権として汪精衛政権の基盤強化を積極的に主張する時期に時期区分を行なっている。そして、この1940年9月以降に水利政策が本格的に始動したことを指摘し、政権の基盤強化の動きとリンクするものとして水利政策を位置づける。

第3章では、汪精衛政権の水利執行組織と主要な水利政策について検討してい

る。1940年には水利委員会が成立し、43年に建設部に水利署として吸収された。人事面では交代が激しく、人材難も表面化していたという。水利政策は、汪精衛政権成立期には、汪政権の前の時代からの堤防工事を引き継ぐという傾向があったが、その本格化は1940年9月以降であったとする。具体的には、淮河堤防工事、日本に管理されていた龐山湖灌漑実験場の返還（史料用語では接収）などが中心であった。1943年にはアジア・太平洋戦争への汪精衛政権の参戦により戦時体制を強化する必要に迫られた汪政権が、積極的な食糧増産に乗り出す中で、干拓等による農地の拡大・整備との関連で水利事業が行なわれるという変化があったとする。とりわけ江蘇省の東太湖と尹山湖の干拓事業に力点が置かれたと指摘する。

第4章では、以上に述べた水利政策に関連する事業の中で1940年から43年にかけて進められた淮河堤防修復工事について考察している。そもそも淮河堤防工事は1932年に国民政府により開始されたものであるが、1937年の日中戦争の開始にともない、淮河流域は日本の占領下に入り工事は中断した。さらに38年に蒋介石の軍隊が黄河の堤防を破壊し、その水が淮河に流れ込んで既存の淮河堤防も決壊したことによる被害が生じた。1940年より汪精衛政権により淮河堤防の修復工事が進められたが、予算が不足し、労働者の待遇にも手が回らず労働者は四散し、工事は当初予定していた完了を見ずに終了したという。1938年以來の地域民衆の念願であった堤防修復を汪精衛政権が行なおうとしたことは、地域の実効的な支配を進めようとする政策の一環であると評価できるが、実行力を伴うものではなかったと結論づける。

第5章では、食料の増産のための干拓と農地整備等を目的として日本により管理されていた龐山湖実験場について、汪精衛政権は同時期に返還を日本に求め交渉を行なった。それは、食糧不足への対応とともに旧来の国民政府の所有物の返還を求めるという性格も持っていた。しかし交渉は進展せず、日本の敗色が濃くなり汪精衛政権がアジア・太平洋戦争に参戦した1943年になって返還が成立したものの、汪政権にもこの時期には事業展開を行なうだけの余力はなく、返還は実質的な効果をもたらさなかった。龐山湖周辺の住民は、汪政権崩壊後に国民政府に対し、日本と汪精衛政権の双方について苦しんでいたと訴えており、返還には地域の民衆に対する政治的なアピールの効果はなかったとする。

第6章以下は、1943年の戦時体制強化にともなう政策の方針転換が行なわれた時期について考察している。まず、第6章では、水利政策の中心が治水事業から

灌漑事業へと変化していく過程を掘り下げ、「三ヶ年建設計画」の一環として計画された「蘇北新運河開闢計画」について考察している。これは、棉花の生産拡大を企図して、270キロメートルに亘る新運河を江蘇省北部に建設する大型プロジェクトであった。しかし、戦場でもあり抗日運動が行なわれている地域において、測量すら満足に行なうことができず、計画は失敗に終わる。この計画の背景には、国民政府期から構想されていた新運河建設構想を継承し、それを実現することで国民政府との連続性を示す狙いがあり、また運河を開削した歴史的な政権であるというアピールもあったと指摘する。

第7章では、「三ヶ年建設計画」のもう一つの柱として位置づけられていた東太湖・尹山湖の干拓事業について検討している。この事業は以前の政権の事業の引き継ぎではなく、汪精衛政権が初めて取り組んだものであり、農地の拡大による農民の救済と食糧増産を企図したものであったという。しかし、事業開始早々、各工区では労働者の食糧確保が困難となり、逃走者等が続出した。結局、事業は3ヶ月あまりで中断に追い込まれるが、その理由は事前の調査不足や無計画な事業展開にあったと筆者は指摘する。そのことは干拓事業が行なわれた地域の農民からの請願にも現われている。農民たちは干拓事業によって堤防が作られた結果、周辺の農地に供給されていた用水が機能しなくなり、農業が継続できないので用水を確保できるように配慮して欲しい、あるいは湖の原状回復を求める請願をたびたび行なっている。本章のまとめとして筆者は、汪精衛政権における干拓事業はむしろ農民の生活環境を混乱させるものになったとしている。

結論部分では、以上の考察に基づいて以下のとおり纏めている。第一に、汪精衛政権の水利政策の開始や変化が、政権側の意図ばかりでなく、政権を巡る状況変化（戦時体制の構築）などにより規定されているということである。第二に、水利事業の効率的な政策展開が上記に見たような諸条件により困難であったということである。第三に、政権に対する民衆の対応について、政権側の意図とは逆に民衆がしばしば事業に反対したことを指摘している。最後に汪精衛政権の諸政策は地域の民衆の要望を体現するものではなく、その実施についても遂行するだけの基盤を持っていなかったと結論している。

三、史資料・文献収集の広さと実証性について

本論文は、中国近代史研究の立場から、日本・中華人民共和国・中華民国の諸

地域の史料館に所蔵されている史料を積極的に集め、その検討に基づいて研究された成果であると位置づけられる。また、その中身も、当然ながら該当時期に作成された中国語・日本語による史料、たとえば前述した計画書の類や地域調査の報告書など、一次史料により構成されている。とりわけ、政権のプレーンとして実質的な運営を担った周仏海が長期にわたって書いた日記を丁寧に読み解き、その中から周仏海の意識を取り出し、これを実際の政権の諸政策と関わらせて論じる中から、政権運営の推移を導き出し、水利政策という基本的な政策で検証し、論じたことは、説得力を持つものとして評価できる。また、水利政策の展開過程については、現地における調査報告等とそれを管理する水利委員会や建設部の内部文書を発掘し、相互の比較によって議論を組み立てるなど、実証面において手堅い手法をとっていると評価できる。

四、研究の展望

以上に述べたとおり、本論文は当該時期・対象に関わる研究史上において画期的な意義を持ち、史資料の収集および実証面においても手堅い研究であると評価できる。一方、本論文にはなお下記のように、史料上の限界により、あるいはその手堅さのゆえに論じ尽くされていない点も存在する。

第一に、本論文では水利工事を施行した地域の民衆について、労働者として雇用された人びとの労働条件や農民が提出した請願書を分析して、地域民衆にとって水利工事が必ずしも利益をもたらさず、汪政権に対する不満が表出したことなどを明らかにしているが、政権の地域支配における具体的な組織や民衆意識については、いまだ不明な点が存在する。

第二に、本論文で明らかにした水利政策が汪政権においていかなる位置づけがなされていたのかという点である。汪政権が存続した全期間にわたり水利事業が継続していることからその重要性は明らかであり、連合国への参戦を表明した1943年以降には、汪政権が戦時体制に本格的に移行する中で米穀など食糧増産を意図した干拓を進めるなどの事業にシフトしていく点などの変化の側面も指摘されているが、政府部内でどのように水利事業計画が検討・議論されたのかについてはいまだ不明な点がある。

第三に、本論文で明らかとなった汪政権の政策の特質を明らかにするためにも、当時中国にあった同時期の、日本軍の占領地を含む諸地域の政権の諸政策との比

較検討が必要であろうと思われる。

ただし、以上の点の解明については史料上の制約等の限界があると考えられ、また論者自身も結論部分において今後の課題として述べていることでもあり、以上の課題は論者には十分理解されているものと判断した。審査者としては将来この点について研究が進展することを期待したい。

五、口頭試問について

口頭試問は、田中・飯尾・笠原の三委員によって行なわれた。各委員からの、総括的質問や個別的な質問に対して、本論文提出者は、その各々について適切、かつ明快に答え、十分に対応したと判断する。なお、傍聴者は、十八名（本学大学院文学研究科教員・院生あわせて十一名、同文学部学生七名）であった。

以上、学位請求論文ならびに口頭試問などを総合的に判断して、審査者三名は一致して、小笠原強氏に博士（歴史学）の学位を授与することを認める結論に達した。

Ⅲ 学位授与要記

一、氏名・本籍	小笠原 強（岩手県）
二、学位の種類	博士（歴史学）
三、学位記番号	博歴甲第二十一号
四、学位授与の条件	学位規則第四条第一項該当
五、学位授与の年月日	平成二十五年三月二十二日
六、学位論文題目	日中戦争期における汪精衛政権の政策展開と実態 ——水利政策の展開を中心に——
七、審査委員	主査 専修大学文学部 教授 田中 正敬 副査 専修大学文学部 教授 飯尾 秀幸 副査 専修大学 兼任講師 笠原十九司